

キャリアアップ助成金
社会保険適用時処遇改善コース 活用イメージ
～併用メニュー～

目次

併用メニュー	1
--------	---

【適用拡大により新たに被保険者となるケース】

<2年目の取組>

週所定労働時間を1時間延長+賃金を15%増額パターン	2
〃 2時間延長+賃金を10%増額 〃	3
〃 3時間延長+賃金を5%増額 〃	4
〃 4時間延長するパターン	5

【賃上げにより新たに被保険者となるケース】

<2年目の取組>

週所定労働時間を1時間延長+賃金を15%増額パターン	6
〃 2時間延長+賃金を10%増額 〃	7
〃 3時間延長+賃金を5%増額 〃	8
〃 4時間延長するパターン	9

※「適用拡大により」とは、令和6年10月1日から50人超企業における被用者保険の適用が拡大するケースを指しています。

※「賃上げにより」とは、最低賃金の改定や企業内での賃上げにより、新たに月収8.8万円を超えるケースを指しています。

また、1年目及び2年目に4%の賃上げがあったケースを示しています。

手当等の支給と労働時間延長を組み合わせる場合

併用メニュー

1年目に「手当等支給メニュー」の取組による助成を受けた後、2年目に「労働時間延長メニュー」の取組による助成を受けることができます。

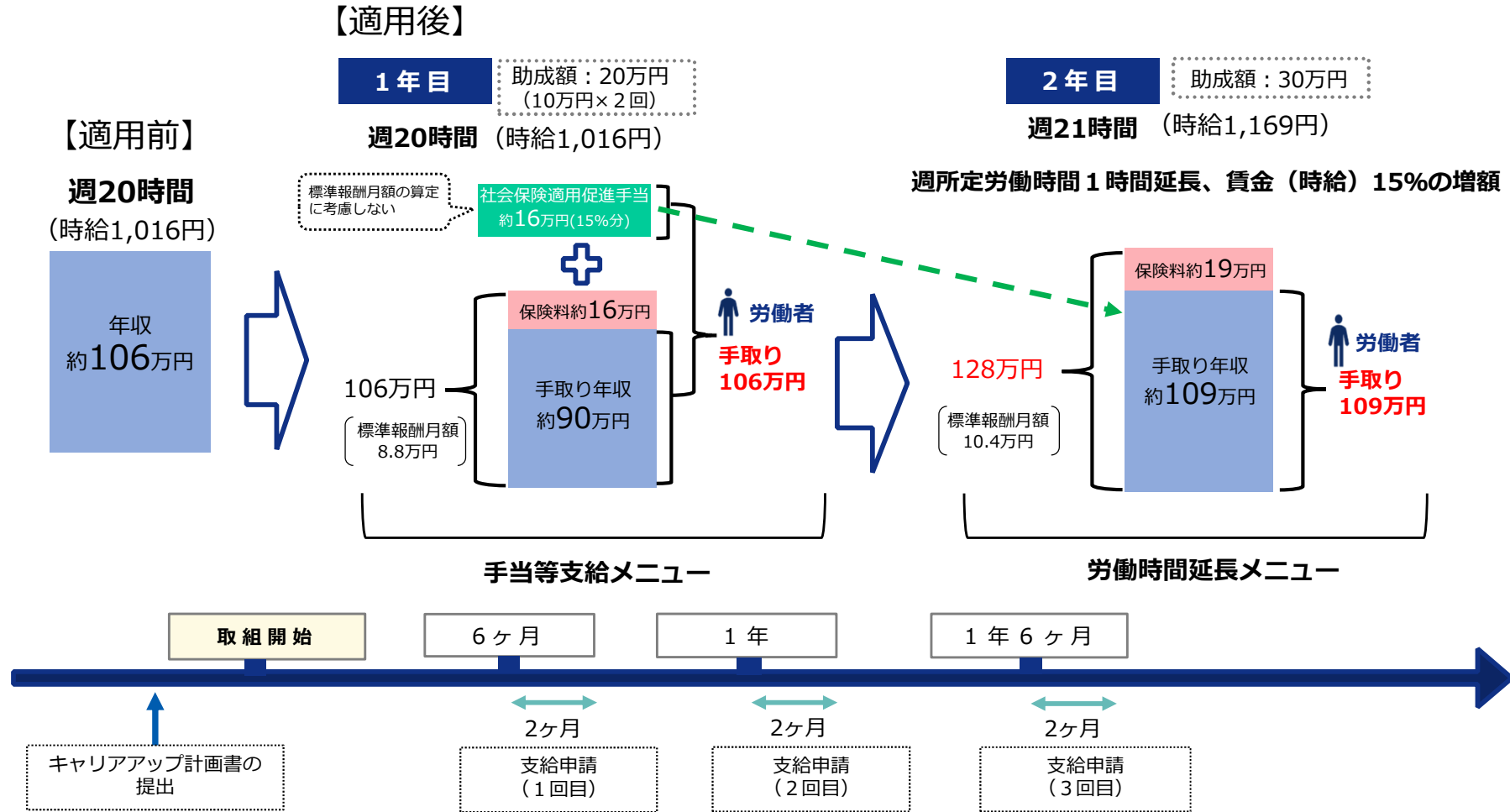
	要件	申請時期	1人当たり助成額	
1年目	賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を労働者に追加支給すること （社会保険適用促進手当）	左欄の取組を 6か月間継続した後2 か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円)	
2年目	上記の取組を行った上で、 以下のいずれかの取組を行うこと			
			週所定労働時間の延長	賃金の増額
	①		4時間以上	—
	②		3時間以上 4時間未満	5%以上
	③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
	④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

⇒詳しくはパンフレットP.4を参照ください。

併用メニュー

2年目に週所定労働時間を1時間延長し、賃金（時給）を15%増額するパターン

（時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース）

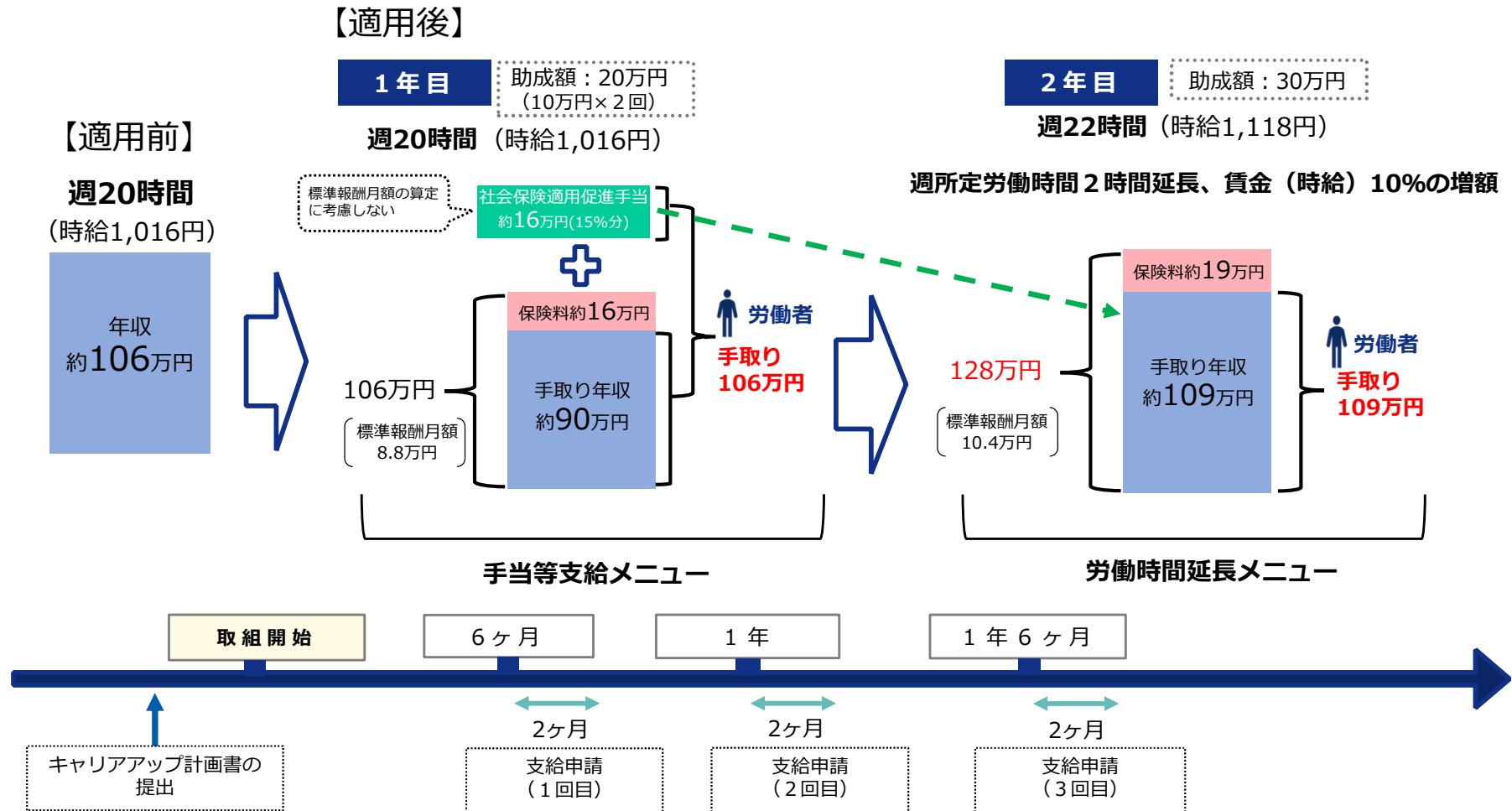


※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

併用メニュー

2年目に週所定労働時間を2時間延長し、賃金（時給）を10%増額するパターン

（時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース）

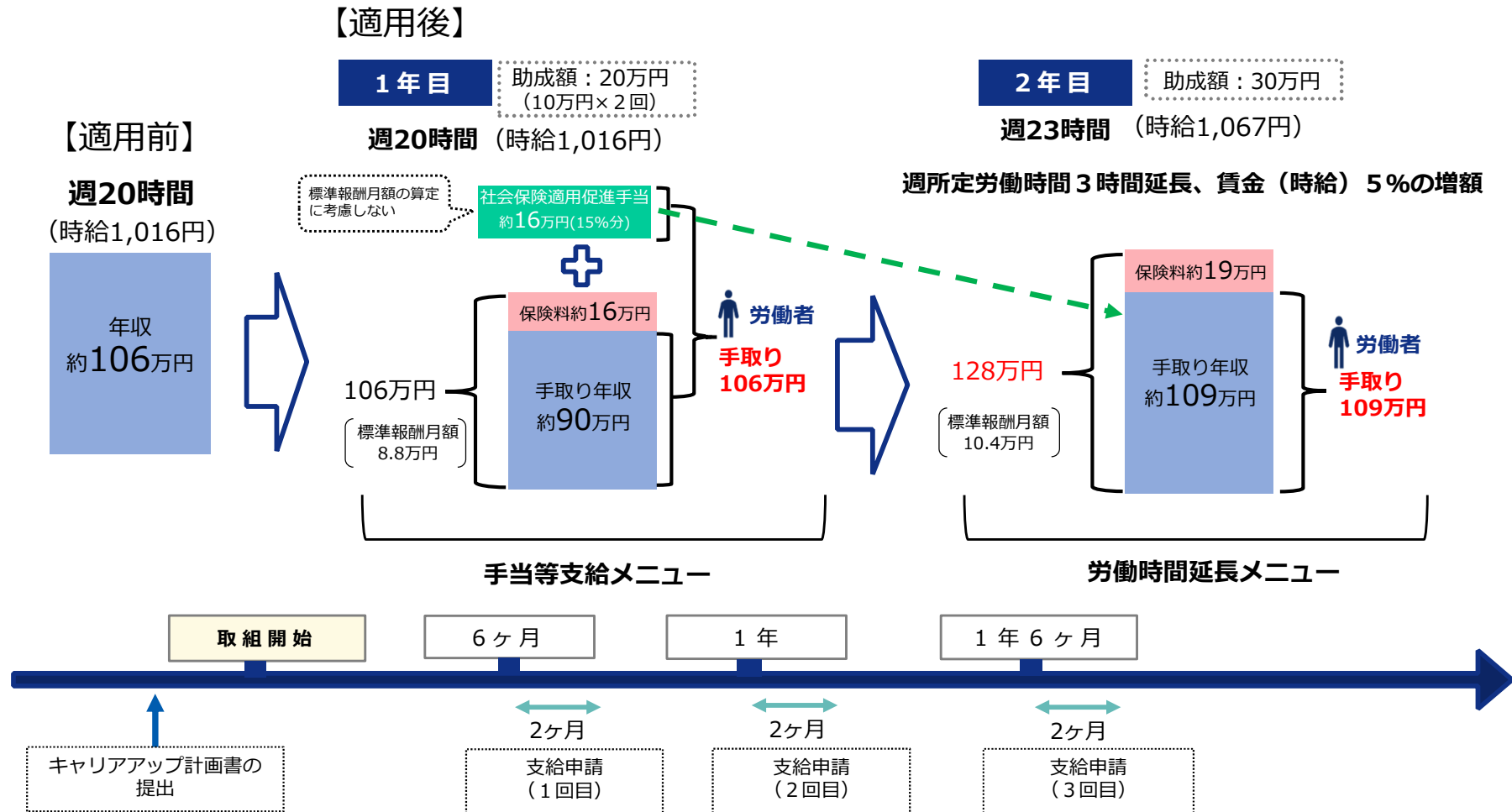


※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

併用メニュー

2年目に週所定労働時間を3時間延長し、賃金（時給）を5%増額するパターン

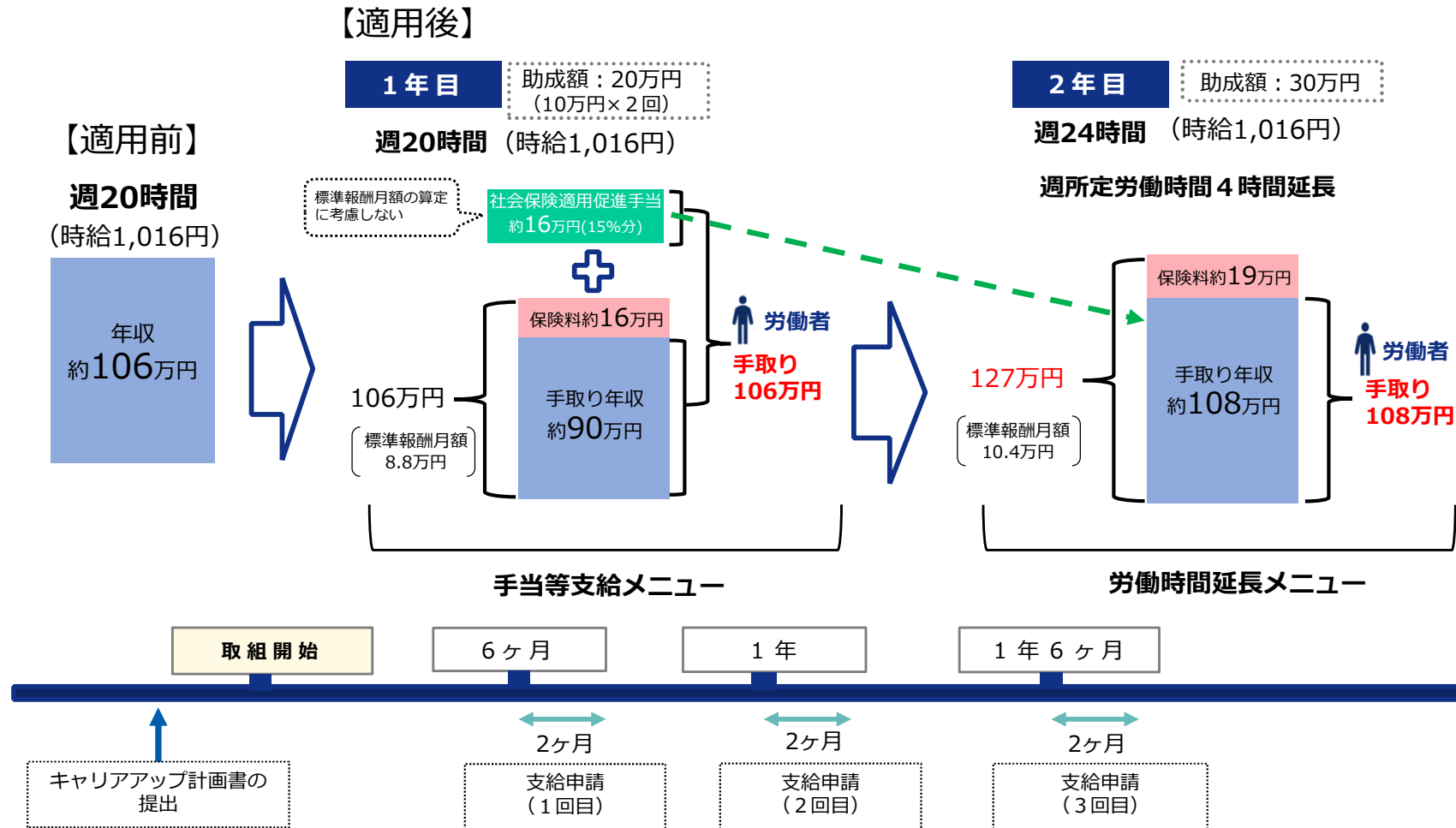
（時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース）



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

併用メニュー 2年目に週所定労働時間を4時間延長するパターン

(時給1,016円・週所定労働時間20時間の者が、適用拡大により新たに被保険者となるケース)

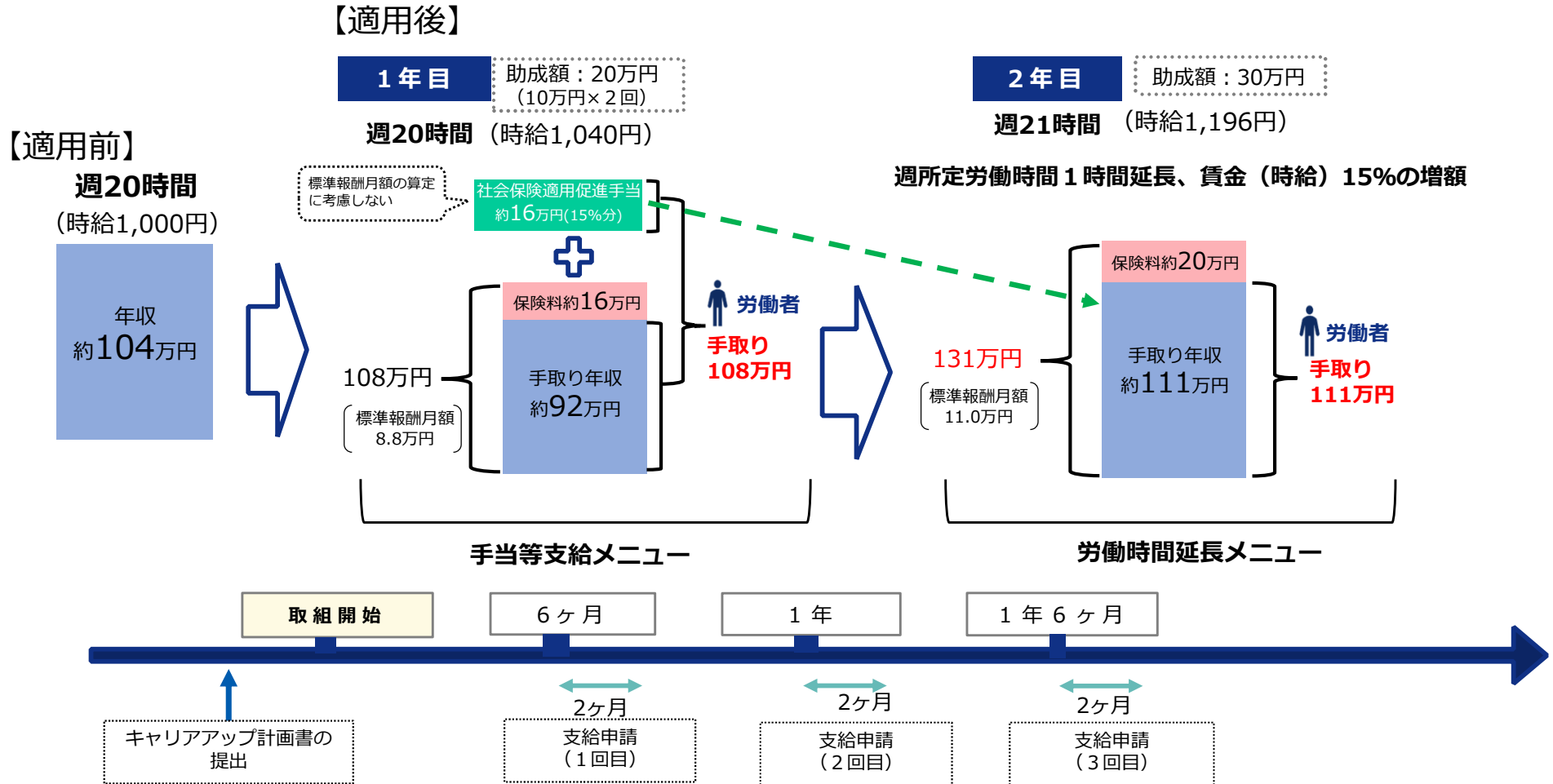


※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

併用メニュー

2年目に週所定労働時間を1時間延長し、賃金（時給）を15%増額するパターン

（時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース）

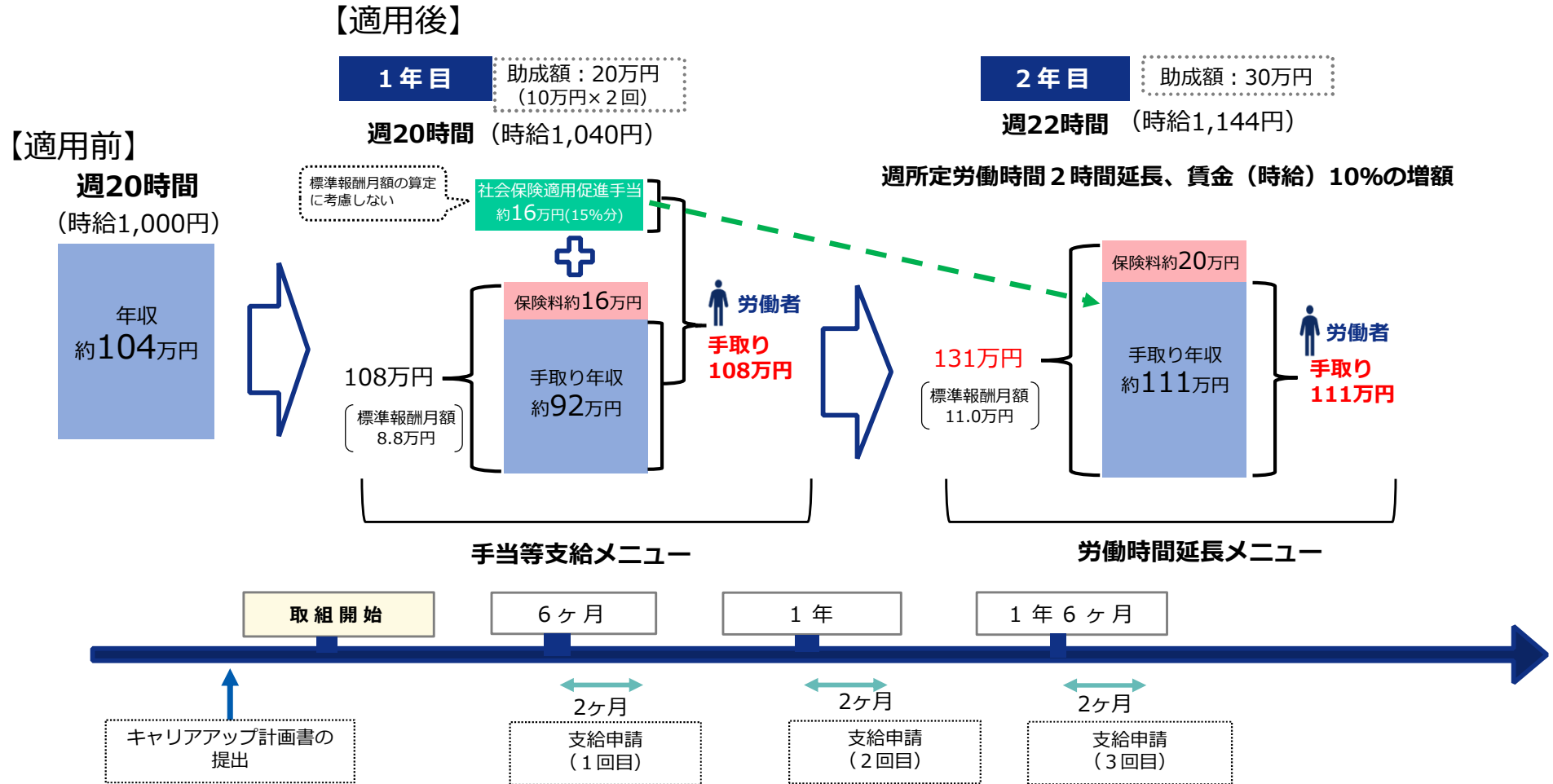


※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

併用メニュー

2年目に週所定労働時間を2時間延長し、賃金（時給）を10%増額するパターン

（時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース）

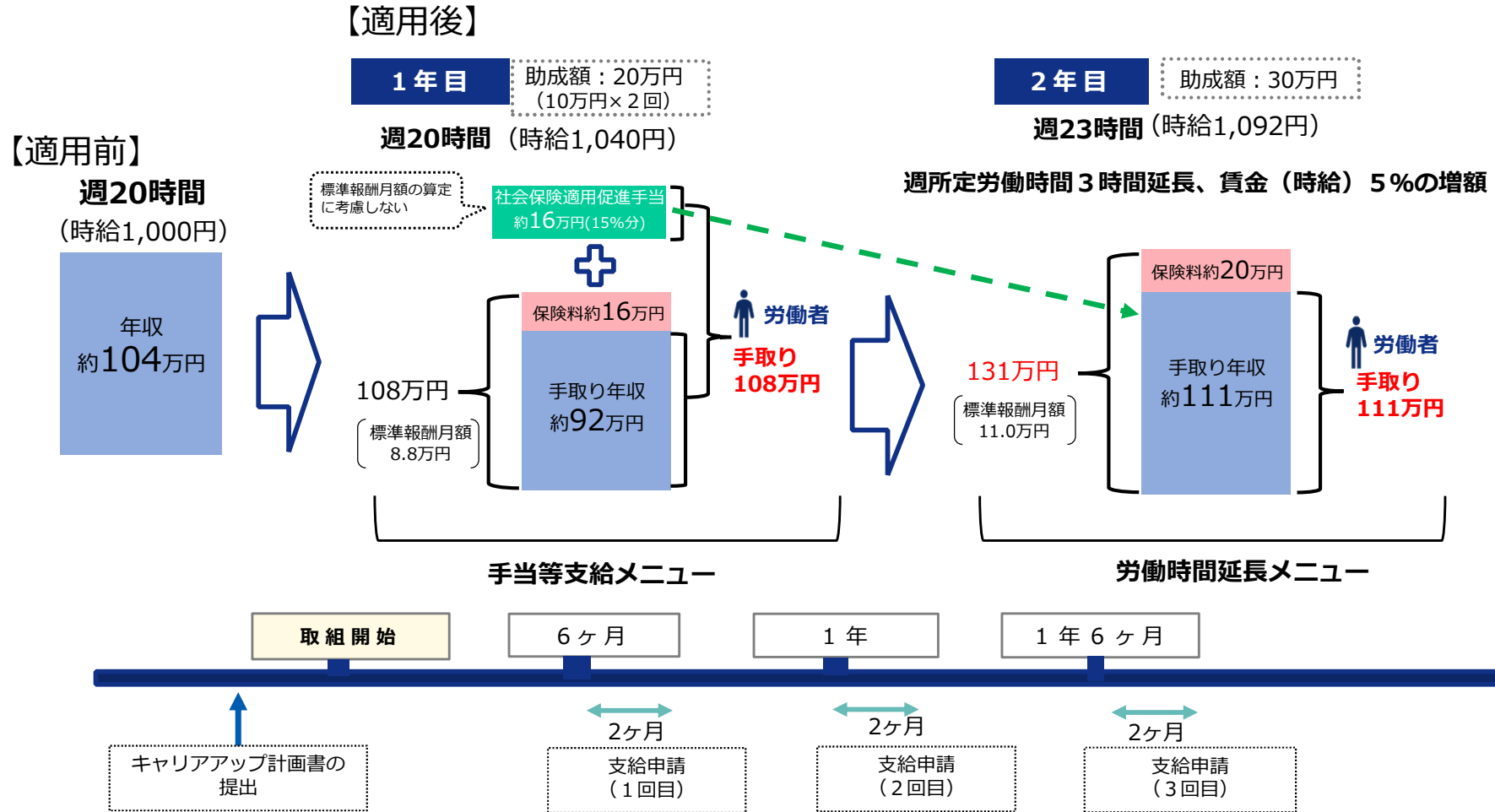


※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

併用メニュー

2年目に週所定労働時間を3時間延長し、賃金（時給）を5%増額するパターン

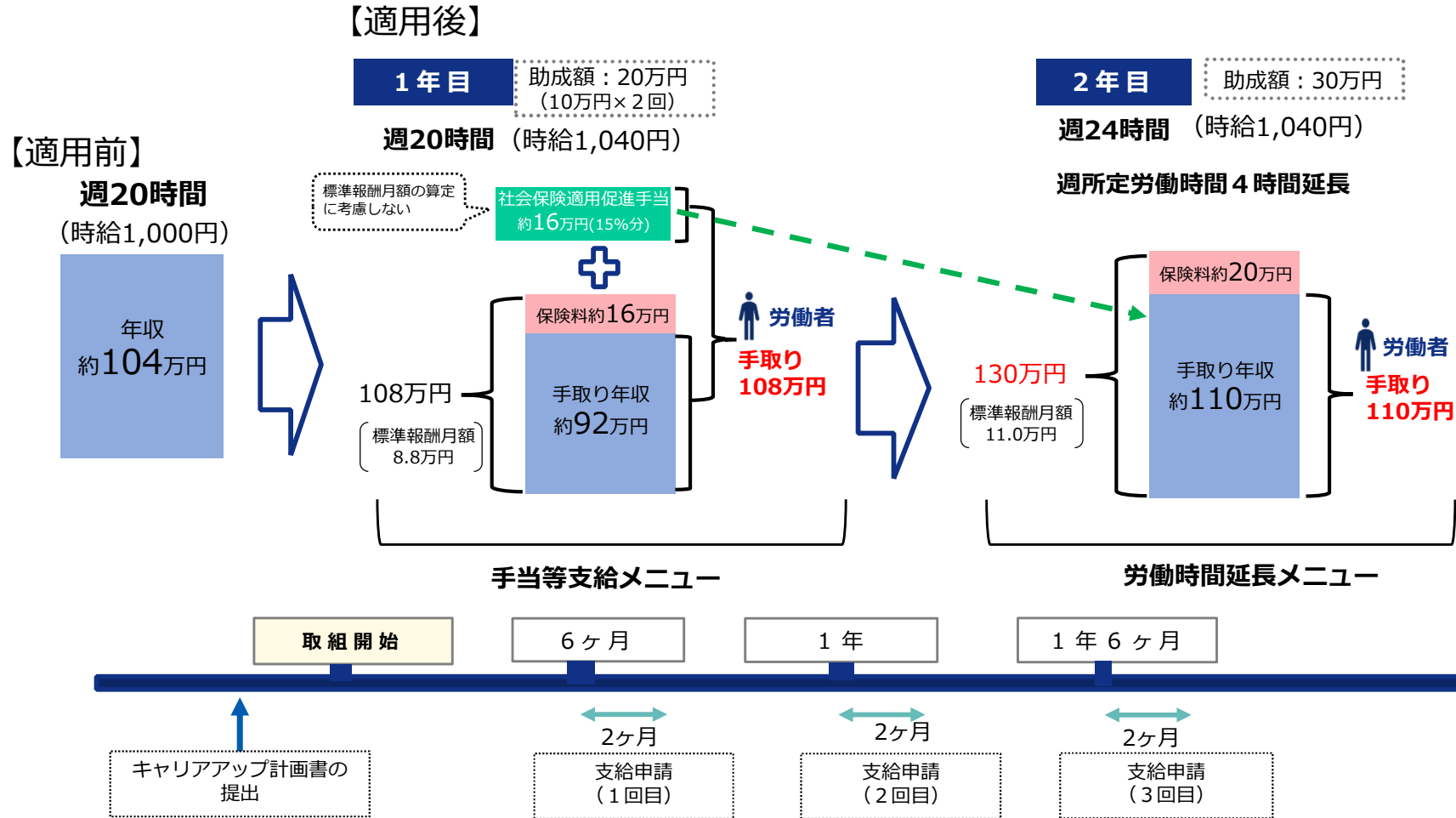
(時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース)



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。

併用メニュー 2年目に週所定労働時間を4時間延長するパターン

(時給1,000円・週所定労働時間20時間の者が、賃上げにより新たに被保険者となるケース)



※上記のイメージは、保険料率30.12%（令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率（協会けんぽ）1.82%）で労使折半で計算した場合。また、実際の保険料の算定基礎には、諸手当も含まれるため、実際の保険料、手取り等とは異なる。なお、税金については考慮していない。